

2010 年 7 月 5 日

マネジメントシステム認証機関 各位

公益財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

JIS Q 9100、SJAC 9101 の改定に関する移行について

JIS Q 9100 航空宇宙品質マネジメントシステム認定、認証制度に関して、先般、国際航空宇宙品質グループ (IAQG) から、次の規格への認定、認証の移行を記した「91XX:2009 移行に関する規定 (IAQG 補足規定 001)」が発行され、本協会は、この文書に基づき、認定、認証の移行についてご案内をいたしました。

- ・ IAQG 9100「品質マネジメントシステム—航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項」(国内では JIS Q 9100:2009 として 2009 年 4 月 20 日に発行済み)
- ・ IAQG 9101「品質マネジメントシステム 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する審査要求事項」(国内では SJAC 9101D として 2010 年 3 月 31 日に発行済み)
- ・ IAQG 9104-1「航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステム認証プログラムに対する要求事項」(現在、IAQG 内で開発中。国内では、SJAC 規格として発行予定)

しかし、この度、IAQG 9104-1 の発行が当面見込めなくなったことを踏まえ、IAQG は、IAQG 9104-1 と切り離して、IAQG 9100、IAQG 9101 改定版への移行を行うことを決定し、この決定に基づき、上記の IAQG 補足規定 001 の改定を行いました。また、この改定を踏まえ、航空宇宙審査登録管理委員会 (JRMC) から同文書の翻訳版 (別添) が発行されました。

本協会は、この文書に基づき、下記のとおり、先般ご案内しておりました、認定、認証の移行について、見直し (該当箇所を下線にて識別) を行い、改めて関係の皆様にご案内をいたします。JIS Q 9100 認証活動を行う認証機関は、下記を踏まえ、認定、認証の移行のための準備をお願いいたします。

なお、今後とも、IAQG 補足規定 001 の改定等に伴い、下記事項に見直しの必要が発生した場合には、その内容に応じ、別途、適切な時期に追加情報としてご案内いたします。

記

1. 関係文書

- a) 9100/9110/9120:2009 移行に関する規定 (IAQG 補足規定 001、2010 年 5 月 18 日付)

- b) JAB MS101-2010「マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足基準—航空宇宙品質マネジメントシステム—」(2010年7月1日発行)
- c) JAB MS200-2010 改1「マネジメントシステム認証機関の認定の手順」(2010年7月1日発行)

2. 全般

2.1 移行に関する主な参考情報、要件

[関連規格、文書の発行時期]

- a) JIS Q 9100:2009 発行時期：2009年4月20日
- b) SJAC 9101D 発行時期：2010年3月31日
- c) JAB MS101-2010 (根拠規格：SJAC 9010、9011) 発行時期：2010年7月1日発行

[認定の移行]

- a) JAB MS100-2007 及び JAB MS101-2007 に基づく航空宇宙品質マネジメントシステム認証に関する認定 (以下、「JAB MS101-2007 に基づく認定」という) を受けた認証機関が、JAB MS100-2007 及び JAB MS101-2010 に基づく航空宇宙品質マネジメントシステム認証に関する認定 (以下、「JAB MS101-2010 に基づく認定」という) に移行する期限は、2011年6月30日。
- b) 上記期限までに認定の移行が完了しない場合、JAB MS101-2007 に基づく認定が取消しとなる。

備考：JIS Q 9100:2004 認証に対応した、JAB MS101-2007 の改定版 (改1) を 2010年7月1日付けで発行している。

[認証の移行]

- a) 認証機関は、本協会による JAB MS101-2010 に基づく認定への移行が承認された後 に JIS Q 9100:2009 認証審査 (現地審査) を行うことが可能。
- b) 2011年7月1日以降、全ての認証審査は、JIS Q 9100:2009 を適用することが必須。
- c) JIS Q 9100:2004 に基づく認証を受けた組織が、JIS Q 9100:2009 に基づく認証に移行する期限は、2012年6月30日。この期限までに認証の移行が完了しない場合、JIS Q 9100:2004 に基づく認証が取消しとなる。

2.2 移行スケジュール

移行スケジュールの詳細 (含む、移行スケジュールの基本条件) は、IAQG 補足規定の別紙 A による。

3. 本協会による航空宇宙品質マネジメントシステム認証に関する認定の移行

本協会は、次に示す手続きによって、JAB MS101-2007 に基づく認定から JAB MS101-2010 に基づく認定への移行を行う。

3.1 認定の移行審査実施のための文書提出

認証機関は、認定の移行審査を受ける準備が整い次第、次の文書を提出するものとする。本協会は、これらの文書の提出をもって、認定の移行審査計画の実施に着手する。なお、文書提出期限日は、2011年1月1日とし、この日までに、文書の提出がない場合には、航空宇宙品質マネジメントシステム認証に関する認定を一時停止する。

- ・ JIS Q 9100:2009 に基づく認証への移行計画、移行プロセス
- ・ JAB MS100-2007 及び JAB MS101-2010 に対応したマネジメントシステム文書の一式 (含む、マネジメントシステム文書の開発状況及び計画を記した文書)
- ・ 要員に対する、移行に係る教育・研修の記録及び／又は計画

3.2 移行審査の実施要領

a) 審査の種類

移行審査は、臨時審査として実施する。ただし、認証機関との調整により、可能な場合には、サーベイランス及び更新審査と同時期に実施することができる。

b) 審査の焦点

審査の焦点は、JIS Q 9100:2009、SJAC 9101D、及び JAB MS101-2010 への移行計画、実施状況 (含む、関係する要員の教育・訓練) とする。

なお、移行審査の実施時点で実施されていない事項に係る実施状況の確認は、IAQG 補足規定に則り、認定の移行承認後に計画された次回サーベイランス又は更新審査において行う。

c) 審査プロセス

審査は、提出された文書に対する書類審査及び事務所審査により行う。なお、JIS Q 9100:2009 を適用した組織審査への立会いは、認定の移行承認後に計画されたサーベイランス及び更新審査において行う。

d) 審査工数

移行審査に費やす工数は、標準的には、次のとおりとする。

なお、認証機関の実施するマネジメントシステムへの変更の度合い、書類審査の結果によっては、工数を増加させることがある。

移行審査の時期	書類審査	事務所審査
<u>サーベイランス又は更新審査と同時期に実施</u>	通常の審査工数に1人日を追加	通常の審査工数に <u>1人日</u> を追加
<u>臨時審査として単独で実施</u>	1人日	<u>1人日</u>

e) 不適合の扱い

JAB MS101-2010 に基づく認定の授与に先立ち、すべての不適合 (備考参照) は解決されていなければならない。ただし、認証機関が移行計画の中で予め特定し、完了時期が 2011 年 7 月 1 日 (認証審査での JIS Q 9100:2009 適用必須期日) を越えること

を本協会が合意した事項に関しては、不適合として取り扱わず、懸案事項として認定審査報告書中に記述し、この事項が完了するまで、原則としてサーベイランス及び更新審査で実施状況の確認を行う。

事務所審査において、JAB MS101 に対する不適合が特定された場合、JAB MS200 に定める手順に準じて取り扱う。ただし、不適合の内容や状況に応じて認定審査チームが合意する場合、JAB MS200 の 8.4 b)は適用しないこともある。その場合、追跡調査の回数を 3 回に限定して審査を打ち切ることはせず、2011 年 6 月 30 日以前の適切な時期までの解決を条件に追跡調査を継続する。

備考：移行審査とサーベイランス又は更新審査を同時期に行った場合、認定審査チームが「移行」と識別した不適合のすべて

3.3 移行の承認及び認定証の改定

認定の移行の可否に関する決定は、移行審査の結果に基づいて認定委員会が行う。本協会は、認定委員会の決定を認証機関に通知する。また、その決定に応じて必要の場合 JRMC に通知するとともに、認定証の改定を行う。

なお、改定された認定証には、航空宇宙品質マネジメントシステム認証に関する認定の適用基準として JAB MS101-2010 のみを記すが、移行審査と同時期又はそれ以前に行われたサーベイランス又は更新審査の結果、認定の維持が認められている場合、現行の JAB MS101-2007 に基づく認定は、上記移行期限まで有効なものとして扱う。

4. 航空宇宙品質マネジメントシステム認証に関する新規の認定申請

本協会より、JIS Q 9001 品質マネジメントシステムに関する認定を受け、少なくとも 1 年以上の認証の実績があり、航空宇宙品質マネジメントシステム認証に関する認定を希望する認証機関は、別途案内する JAB MS101-2010 の適用開始時期以降、JAB MS101-2010 に基づく認定を申請するものとする。

5. 認証機関による認証の移行

認証機関は、IAQG 補足規定 001 の 4 項、7 項及び 8 項を踏まえ、JIS Q 9100:2009 に基づく認証への移行を計画し、認証の移行を行うものとする。

添付資料：9100/9110/9120:2009 移行に関する規定（IAQG 補足規定 001、2010 年 5 月 18 日付）（JRMC 発行の翻訳版）

以上